

湖西市監査委員公告

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により実施した令和 7 年度財務監査（後期監査）の結果に対し、市長から措置を講じたとの通知があったため、同条第 14 項の規定により別紙のとおり公表する。

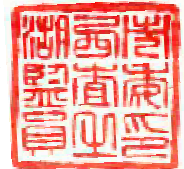
令和 8 年 6 月 2 日

湖西市監査委員

土 屋 隆 裕

湖西市監査委員

佐 原 佳 美



令和7年度財務監査結果に基づく対応措置

令和8年3月30日付湖監第56号により改善するよう求められたものについて、次のとおり対応しますので報告します。

【担当部署】 廃棄物対策課

指摘事項	指摘事項に対する対応
<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、8者から見積書を徴し最も有利な価格で見積もりをした者と取引をしていたが、車両は財産（地方自治法第237条）に該当するため、50万円を超える金額は競争入札とすべき事案である。</p> <p>今後は、適正な事務を執行されたい。</p>	<p>法令等を遵守し、今後、適正な入札手続きおよび契約事務を行っていく。</p>